

学校いじめ防止対策

1 ねらい

- (1) 生徒一人一人にとって安心・安全で居心地のよい学校・学級づくりをする。
- (2) 他者・自分を尊重し、お互いを思いやり、生命や人権を大切にする生徒の育成を図る。

2 基本方針

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、指導・対応する。
- (2) 学校全体でいじめについての共通理解を図ると共にいじめが起きにくい学校環境・学級環境を作り、いじめに向かわない生徒を育成する。
- (3) 小さな変化も見逃さないよう、教職員のみではなく、保護者や地域と連携を図りながらいじめの早期発見に努める。

3 具体的施策

(1) いじめの未然防止

①居場所づくり

- ・自己有用感や充実感を感じられるような授業づくり，学校・学級づくりに努める。

②自己有用感

- ・他者から認められ，他者の役に立っているという「自己有用感」を生徒一人一人が感じられる場や機会をつくるようにする。

③共感的な人間関係

- ・学校生活の多くの場面で，相手の立場や思いを理解できるように，そして生徒同士，生徒と教師との人間関係がよりよいものになるように努める。
- ・生徒の言葉や行動から心情を理解するように努め，生徒を思いやる気持ちと教師自らが行動を示すようにする。

④「いじめ」に対する共通理解

- ・学校教育全体を通して「いじめ」とはどのようなものなのかをしっかりと理解させ，自分がそのような行為をしないようにすると共に周囲も安易に見逃さない雰囲気をつくる。

⑤道徳「自己を振り返る力の育成」

- ・自分を客観的に見つめ，自己を振り返る力を育てる時間を持ち，誤った行動を繰り返させないようにする。

⑥学活「いじめについて考える」の実施

- ・「いじめ」に関する資料を題材として全学年で学活を行い，「いじめ」の恐ろしさを知らせ，どうして「いじめ」が起きるのか，どうすれば「いじめ」が起こらずにすむのかを考えさせる。また生徒の考えや自分の身の周りにある「いじめ」を記述させ，それをもとに資料を作成して生徒にじっくり読ませ，自分の仲間が「いじめ」に対してどのような考えをもっているかをしっかりと理解させる。

(2) いじめの早期発見

①実態把握

- ・授業中，休み時間，給食時間，放課後の時間等の生徒の様子に目を配ると共に少しでも変化が見られた時には他の教職員と情報を共有する。
- ・毎月末に本校独自の「いじめ」アンケート，5月，10月，1月に市教委によるいじめ調査を実施して実態を捉え，指導・改善に努める。
- ・学級懇談や家庭訪問，教育相談等の他，各学期に1度保護者用のいじめチェックシー

トを記入してもらい、保護者から情報を得る。

②情報共有

- ・いじめに関する情報は、生徒指導記録簿に記載すると共に学年や必要に応じて教職員全体で共有する。

(3) いじめの対応

①いじめを受けた生徒の対応

- ・いじめを受けた生徒の訴えを本気になって傾聴し、親身な対応をして具体的支援策を示す。
- ・いじめを受けた生徒にとって信頼できる人と連携しながら安心して教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・必要に応じて、警察署や児童相談所、法務局などの協力を得て、より適切な対応がとれるようにする。

②いじめた生徒への指導

- ・相手が受けた苦痛がどのようなものなのかをしっかりと認識させる。
- ・どんな理由があろうと「いじめ」は許されないという姿勢を教師が堅持する。
- ・いじめた生徒が抱える問題などいじめの背景に目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮して指導を行う。

③傍観した生徒への指導

- ・無関心にただ傍観していることも「いじめ」に加わっていることだということを認識させる。
- ・「いじめ」を見たり聞いたりした場合には、すぐに教師や保護者に伝えるよう促す。そのような行動がいじめをなくすことになるのだという認識をもたせる。

④情報を提供した生徒の安全確保

- ・申し出た生徒の安全を確実に守るという姿勢を堅持する。

(4) いじめ問題対策委員会の設置

- ・いじめ防止等の対策のための組織として、校内にいじめ問題対策委員会を設置する。構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、学級担任、いじめ・不登校対策担当教員、その他関係教職員、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員（必要に応じて）とする。

【いじめ問題対策委員会】

